

入札の無効と失格

北杜市財務規則第186条、北杜市入札心得第8条及び関係諸規定により、次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となります。なお、**無効又は失格となる行為を繰り返しますと、入札に参加することができなくなる場合があります。**

1 無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関して不正行為があった者が行った入札
- (3) **記名押印がない入札**
- (4) 入札金額が訂正されている入札
- (5) 入札金額が0円の入札
- (6) **積算内訳書を提出しなければならない場合において、積算内訳書を提出しなかった者が行った入札**
- (7) **提出された積算内訳書と入札書の金額が異なる入札**
- (8) 不正な電子証明書を用いた電子入札
- (9) 開札時に有効期限が切れる電子証明書を用いてした電子入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 1通の封筒に2枚以上の入札書が入っていた場合の入札
- (12) 明らかに連合と認められる入札
- (13) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に行った入札
- (14) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札
- (15) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (16) 入札日の前日までに到着しない入札
- (17) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者が行った入札

2 失格

- (1) 辞退届を提出することなく入札に参加しなかったとき
- (2) **予定価格を越えた入札**
- (3) 最低制限価格が設定されている場合において、最低制限価格より低い価格の入札